

令和4年第11回三股町農業委員会総会議事日程

令和4年11月28日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第48号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について
- 日程第5 議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第50号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第51号令和4年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第8 議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和4年第11回三股町農業委員会総会審議結果

日程第4

議案第48号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について

可決（ 1 ）

日程第5

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第6

議案第50号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 15 ）

日程第7

議案第51号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

日程第8

議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 32 ）

令和4年第11回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 11月28日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 11月28日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員	兒玉	道郎
農地利用最適化推進委員	西田	保子

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第11回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道朗さんと西田保子さんが会議に出席し、第3ブロック及び第4ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉休幸さんと2番委員の上水広志さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計24件33筆32,279㎡、うち田が19筆19,633㎡、畑が14筆12,646㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁164番から7頁187番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第4、議案第48号農地法第2条の

規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第48号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出の承認についてでございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第48号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件届出について、ご説明いたします。総会資料9頁の受付番号2番をご覧ください。

本届出者は、町内に事務所を置く株式会社〇〇〇〇です。当法人は平成29年4月3日に設立されております。農地所有適格法人の要件には法人要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つがあります。まず、法人要件については会社法の株式会社で当法人の定款で譲渡制限の規定を確認しております。次に事業要件については農業売上高が米の生産及び農作業受託となっております。林業につきましては植林、育林、伐採、杉苗生産となっております。農業と併せて行う林業の売上高につきましては、主たる事業が農業であると認められることとなっております。また、議決権要件につきましては、議決権のすべてを〇〇〇〇氏が所有しており、法人の行う農業に常時従事するものが議決権の過半数を占めることになります。構成要員につきましては、役員は〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名であり、いずれも年間の農業従事日数が150日を超えています。以上により農地所有適格法人のすべての要件を満たしております。ご審議方よろしくお願いします

議長（溝口良信）

只今説明をしていただきましたが、これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第48号農地法第2条の規定による農地所有適格法人適格要件の届出2番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第48号受付番号2番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第5、議案第49号農地法第3条に規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計2件2筆4,479㎡、うち田が1筆2,307㎡、畑が1筆2,172㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の11頁26番から27番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号26番、受付年月日：令和4年11月4日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字木ノ上〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：2,172㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（西田保子）

受付番号26番は11月24日に第4ブロック委員3名で現地確認及び本人への聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で仕事の傍ら、水稻、大根、里芋、甘藷等の園芸を中心に農業経営を行っておられます。農地はすべて耕作されており、機械能力も充実しております。農業に従事する人は3名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号27番、受付年月日：令和4年11月8日、受人：株式会社 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字大八重〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：2,307㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。こちら受人が法人であります、農地所有適格法人の適格要件を満たしており、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の

すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 27 番は 11 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械能力もあります。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 26 番、27 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 49 号受付番号 26 番、27 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 15 件 33 筆 27,940 ㎡、うち田が 18 筆 17,811 ㎡、畑が 15 筆 10,129 ㎡でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 13 頁 69 番から 18 頁 83 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 69 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 7 日、受人：株式会社 〇〇〇〇〇〇

○、渡人：○○ ○、申請地：今市○○番○、地目：畑、面積：371 m²です。転用目的は宅地分譲2区画です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 69 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認調査をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は○○○○○○○の不動産業者で申請地の近隣に住宅が増えていることもあり、宅地造成の計画をされるものです。隣接地にはブロック塀を設置し、造成時にでる土砂、雨水等の流出防止に務めるものです。その後、住宅建設の際には生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 70 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 8 日、受人：株式会社 ○○○○、渡人：○○○○、申請地：長田字大八重○○○○番○他 3 筆、地目：田、合計面積：2,266 m²です。転用目的は通路、資材置場、作業、転回スペースです。こちらはすでに資材置場等として利用していることから始末書の添付がされております。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 70 番については、11 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は通路、資材置場、作業転回スペースです。転用申請物によって、隣接農地との間に距離を十分に取り、日照被害等が生じないようにします。雨水は地下浸透で生活排水等は発生しません。すでに資材置場として利用されていることから追

認という形になります。渡人の〇〇氏から始末書が提出されております。現地確認を行ったなかで、地籍図では水路があり、それを青線というらしいですが、この青線についてはどうするのか、事務局に会長から連絡がしてあります。それ以外については問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

今、青線についての現地調査の意見がありましたが、それについての説明をお願いします。

事務局

はい。ご回答いたします。青線につきましては、先日総務課行政係の方に問合せたところ、青線であることに間違いありませんでしたので、まず農業振興課の農林整備係の方より用途廃止を受けて、その後、総務課行政係と払下げの申請手続きに入る予定です。農地転用許可後にはなると思いますが、行政書士と打合せをしておりますので進捗状況については、その都度、5条申請書に追記を私の方でしていきます。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 71 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 9 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,065 m²です。転用目的は長屋住宅（1 棟 10 戸）です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 71 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は周辺が住宅地に囲まれている農地であり、現在は未耕作の状態で荒れておりました。申請人は親子で父が〇〇〇〇在住、子が〇〇〇〇在住です。父の相続対策及び本人と子の将来及び老後の生活の安定した収入の確保のため、賃貸事業を計画され申請地を選択されたものです。1,065 m²と少し広い土地ですが、手前は駐車場、奥に 2 階建ての長屋住宅 1 棟（10

戸)を建築されるものです。建築に際し周囲にはブロック塀及びフェンスを設置し土砂流出を防止します。雨水については雨水桝を設置し、集水後は南側既設側溝へ排水します。生活排水等については南側道路の公共下水道へ接続することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 72 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇、地目：畑、面積：346 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 72 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在、〇〇在住ですが両親の住む本町に帰省するために一般個人住宅建築の計画をされたものです。末端まで公共下水道が敷設されていないため、生活排水等については合併浄化槽で処理し、雨水については西側町道既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ここは公共下水道はまだ通っていないのですか。区域外なのですか。

1 番委員（小倉休幸）

公共下水道がきてるかと思いましたがきていないようです。

議長（溝口良信）

そこは下水道区域外ですか。

事務局

下水道区域内ではあるのですが、川を挟んでいるので三股町の下水道はきてないのですが、申請地の前まで都城市の下水道がきているみたいです。それで、一応、行政書士を通して申請者に、都城市に申請をすれば都城市の下水道に接続するのも可能でみたいですよと伝えてあります。

議長（溝口良信）

わかりました。

議長（溝口良信）

他に何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 73 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：466 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（西田保子）

受付番号 73 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は現在貸家住まいで、家族も増え住居が手狭になったことから、申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。宅地造成に際し、土砂流出防止のため周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等については合併浄化槽を設置し処理後は北側道路側溝へ、雨水については雨水桝を設置し北側道路側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 74 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇番〇〇、地目：畑、面積：242 m²です。転用目的は駐車場及び貸駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 74 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は〇〇〇在住ですが、職業が漫画家で来客用の駐車スペースが不足していることから、来客用駐車場として申請地を整備されるものです。雨水については敷砂利をして地下浸透させるものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 75 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：19 m²です。転用目的は敷地拡張（一般個人住宅）です。すでに一般個人住宅敷地として利用していることから始末書が添付してあります。こちらは第 1 種農地ではありますが、不許可の例外を満たしていること、その他の要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 75 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は会社員で〇月に 5 条申請の許可を受け宅地として造成し、住宅を建てすでに

居住されております。前回申請時に分割して購入されたため、今回、残地の 19 m² を一体的に活用するために購入されたものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 76 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇合同会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：522 m²です。転用目的は貸駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 76 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

申請人は〇〇〇内で不動産業を営んでおり、申請地の東側に渡人が所有する借家が 3 棟ありますが、借家の駐車スペース及び近くのスーパー事業所の従業員の駐車場を確保するために申請されたものです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 77 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字町ノ前〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：499 m²です。転用目的は一般個人住宅 1 棟、車庫 1 棟です。こちらは第 1 種農地ですが、不許可の例外を満たしていること、その他許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 77 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

申請人は〇〇〇在住でありますが、親からの贈与により申請地を譲渡されたものです。申請人は現在官舎生活をされておりますが、子供の成長とともに住居が手狭になったことから、一般住宅と車庫の建築を計画されたものです。本件は令和〇年〇月の農業振興地域計画変更除外の決定の通知を受けたことにより申請をされたものです。雨水については北側道路側溝へ、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。尚、土地改良区区域外については令和〇年〇月〇日に確認済であります。農業振興地域計画変更除外の決定についての通知は令和〇年〇月〇〇日受領済ということです。以上です。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

2 番委員（上水広志）

質問ですが令和〇年〇月に農業振興地域計画変更の除外があったということですか。ここだけではなく他にも除外があったということですか。

事務局

はい。他にもあります。農振の除外案件につきましては、意見照会という形でその度に農業委員の意見を出して、県の方に上げて農振除外の申請を行っております。令和〇年〇月に申請を行っていて除外は済んでいて、今回農地転用が上がってきたということです。

2 番委員（上水広志）

三股町全体の見直しがあったわけではないのですね。

事務局

全体ではなく個別案件です。

2 番委員（上水広志）

わかりました。

議長（溝口良信）

この区域の公共下水道は県道に通っているけど、申請地まで下水道を引くという協議は何もされてないのですか。

事務局

下石委員からもその話があったんですが、まだ下水道係に確認をしていないので後で確認をしてみます。

議長（溝口良信）

県道から 20m 程度だと思うので、下水道係と協議をしてみてください。

4 番委員（下石昭廣）

その場合は農道のとこの掘削等はどっちがみるのですか。

議長（溝口良信）

町がみます。下水道を入れて宅地前の公共柵の工事までは町がやります。せっかくだから下水道を引けるといいと思います。

4 番委員（下石昭廣）

長い距離じゃないので、下水道を引けるといいですね。

議長（溝口良信）

協議の結果で下水道を入れるとなれば、公共下水道へ接続、入れないとなれば合併浄化槽を設置するということになりますね。この区域は近くまで下水道が通っているので、できれば下水道に接続したいということで協議をしてみてください。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 78 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇(株)、渡人：〇〇〇〇〇
他 14 名、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番〇他 9 筆、地目：田、合計面積：13,713
㎡です。転用目的は加工場、乾燥機置場、露天駐車場です。こちらは第 1 種農地
ありますが、不許可の例外を満たしていること、その他の要件を満たしていること
から許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 78 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

転用目的は先程説明がありました通り、加工場、乾燥機置場、露天駐車場の建設であります。受入は現在申請地北側及び〇〇〇〇〇〇の 2 箇所を拠点として木材加工業を営んでおります。木材の需要が増加したことにより、木材加工場、乾燥機置場が不足しており既存の〇〇工場、本社周辺の規模拡大を図りたいと考えていましたところ、申請地を譲ってもらえることになり建設に至りました。周辺にはフェンスを設置し近隣農地に土砂流出等の被害がないようにします。生活排水等については合併浄化槽を設置し既存東側側溝へ、雨水については西側駐車場につきましては既存の西側側溝へ排水します。東側宅地部分については調整池を通して東側側溝へ排水します。以上、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 79 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受入：〇〇〇〇(株)、渡人：〇〇〇〇他 7 名、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：867 m²です。転用目的は露天駐車場（一時転用）です。こちらは農用地区域内農地（一時転用）であること、不許可の例外を満たしていること、その他の要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 79 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

申請地は先程 78 番の建設に伴う露天駐車場の建設であります。借受入は申請地（受付番号 78 番）を転用するにあたりまして、既存の東側露天駐車場も一体的に利用するため、工事期間中は既存の駐車場を利用することができなくなるため、工事期間中の工事車両等の駐車場用地を探していたところ、当申請地を借受できることになったということで、本申請に至ったものです。周辺には木柵を設置し、土砂流出等ないよ

うにします。雨水については地下浸透であります。尚、申請地内には木柵を設置し、土木シートを敷きその上に土を入れ利用します。原状回復の際には入れた土、木柵及び土木シートを撤去しますので農地には影響はありません。以上、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 80 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：329 m²です。転用目的は露天駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（西田保子）

受付番号 80 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は本申請地の南側道路を挟んだ向かい側に居住しています。現在居住している土地には、敷地全体に建物が建っているため、家族の自家用車 2 台と釣り用プレジャーボート並びに露天駐車を防ぐため、また、来客用駐車場 2 台分を確保するため申請地を取得されるものです。露天駐車場にするにあたり、南側は道路に隣接しており、北側、東側は宅地に隣接しています。西側農地との境界にはブロックを設置し、敷地には砂利を敷き、雨水については地下浸透で周辺農地に被害が及ばないようにします。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 81 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：290 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 81 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人はアパート住まいで、以前より両親との同居を希望しており、同居可能な土地を探していたところ、今回の申請地があり一般個人住宅を建築されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理し、処理後は南側側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は南側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 82 番、受付年月日：令和 4 年 11 月 10 日、受人：(株)〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番他 2 筆、地目：畑、合計面積：2,977 m²です。転用目的は露天駐車場です。こちらはすでに駐車場として利用していることから、始末書が添付してあります。こちらは第 1 種農地ですが、不許可の例外を満たしていること、その他の要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 82 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は株式会社〇〇の関連会社であり、従業員及び工事車両の駐車場として申請さ

番から 83 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 5 1 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 1 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 19 頁及び別添の利用権設定借受候補者の推薦書をご覧ください。今回 4 名の推薦が上がっておりますが、4 名とも更新になります。先日の全体協議会で担当委員より説明があった通りです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

今回 4 名の借受候補者が上がっておりますが、これについては先日の全体協議会で、それぞれの担当委員の説明があったところです。これについて、何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案 5 1 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 5 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 10 件 15 筆 14,409 m²、田が 15 筆 14,409 m²でございます。利用権設定については、合計 22 件 50 筆 47,019 m²、うち田が 22 筆 18,477 m²、畑が 28 筆 28,542 m²でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 10 件 20 筆 17,785 m²、うち田が 13 筆 11,526 m²、畑が 7 筆 6,259 m²でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 12 件 30 筆 29,234 m²、うち田が 9 筆 6,951 m²、畑が 21 筆 22,283 m²でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 21 頁 96 番から 23 頁 105 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 24 頁 429 番から 25 頁 438 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 26 頁 439 番から 28 頁 450 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 5 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 21 頁 96 番から 23 頁 105 番まで、利用権設定に関する総会資料 24 頁 429 番から 28 頁 450 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 5 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 1 1 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分